

須坂市パートナーシップ届出制度に対応する市の行政サービス等一覧  
(2024年4月1日現在)

1 届出受領証等の提示が必要な行政サービス

- 市営住宅への入居申込み

2 届出受領証等を行政サービス等の利用に係る証明手段とし得るもの

(他の手段で利用することも可能)

- 罹災証明の代理申請(本来、委任状があれば申請できるが、届出受領証があれば委任状を不要とする。(関係性の確認が容易となる))

【参考】

1 パートナーとの生活において利用可能な主な行政サービス等

- ① 利用に際し「パートナーシップ関係」にあることを確認されることはないもの  
(同性パートナーが夫婦・家族同様の生活関係を送るにあたり重要な行政サービスであるため、ためらわず利用できるように、周知する必要があるもの)
  - ・ 軽自動車税の身体障がい者等に対する減免(身障減免)
  - ・ 生活保護制度の申請
  - ・ DV相談窓口の利用
  - ・ 市営墓地・霊園の申込み
- ② 委任状があれば誰でも行えるが、届出受領証等の提示により委任状を不要とするもの
  - ・ 救急搬送証明書の代理申請
  - ・ 個人住民税の代理申告